

2017年3月28日

会員各位

(一社) 日本鉄リサイクル工業会
会長 鈴木 徹

雑品スクラップに対する規制強化について(No2)

雑品スクラップの規制強化の動きについては、昨年12月末に会員各位に注意喚起を致しましたが、それから3ヶ月が経過し新たなる動きも見られるようになりましたので、下記の通り現状を取り纏めます。

1. 環境省、経産省の動き

先の出状で報告した通り、廃掃法の改定、バーゼル法の改定については、先日閣議決定が為され、順調に行けば6月頃衆・参両院で可決され、その後細則が決まり、早ければ2018年4月から施行されることとなります。

現在分かっている雑品スクラップに関する主な改定点は、全ての業者は都道府県知事に登録をする必要があること、廃家電品、廃小型電子機器類の保管方法を規制することですが、詳細が分かり次第報告して参ります。

2. 中国での規制強化の動き

3月に入り、中国の主要港で輸入廃棄物(古紙、雑品スクラップ等を含む)に対する検品が強化され、シップバック、荷役中止の処置が取られるようになっていたとの報告があります。

これに関し、中国の検査機関から日本のシッパーに対し注意喚起が為されています。

改めて申すまでも無く、廃家電品、廃小型電子部品等はそれぞれのリサイクル法で国内でのリサイクルが定められており、雑品スクラップの中に混入して輸出することは許されていません。中国も廃家電品の輸入は認めていません。従って、今般の中国の規制強化の動きは法律に則った動きであること認識する必要があります。

本件、会員各位に於かれては社内で再度の確認をお願いする次第です。
御不明な点等あれば、事務局宛てお問い合わせ願います。

以上